

随意契約の状況		担当課：住民生活課		
		契約日：令和5年4月1日		
件名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額(円) 税込 (税抜)
住民基本台帳ネットワークシステム賃貸借	住民基本台帳ネットワークシステムの使用	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	株式会社エスイーシー 代表取締役 柳原 清司 函館市末広町22番1号	2,818,200 (2,562,000)
随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由				
<p>本業者は現行の住民基本台帳ネットワークシステムの構築業者である。</p> <p>運用機器の整備・設定・保守作業等を行っており、既存の住民基本台帳システムとの連動により全国的な運用がされるものである。</p> <p>したがって、同一の者以外に賃貸借契約を履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがあることから、競争入札に付する性格ではないと判断を行った。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> <p>よって、八雲町財務規則第140条第2項第1号の規定により同社より見積書を徴した結果、予定価格の範囲内であったため、随意契約を行ったものである。</p>				